

宮古市電気自動車等導入促進補助金交付要綱

令和5年4月13日告示第80号

令和5年7月20日告示第113号

令和8年6月11日告示第89号

(目的)

第1条 この告示は、電気自動車等の購入又は充放電設備等の導入をする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、電気自動車等の導入の促進による地域脱炭素の推進及び電気自動車等の外部給電機能の活用によるレジリエンスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人 市内に住所を有し、かつ、現に居住している者（事業を営む個人を除く。）をいう。
- (2) 事業者等 市内に本店、支店、営業所等を有する事業を営む個人、団体又は法人をいう。
- (3) 専用住宅 個人が市内に所有し、現に当該個人の居住の用に供している住宅であって、賃貸の用に供していない又は供する予定のないもの（集合住宅の専有部分を含み、一部分を事業の用に供する併用住宅を除く。）をいう。
- (4) 事務所等 事業者等が市内に所有又は貸借し、現に事業の用に供している店舗又は事務所等であって、賃貸の用に供していない又は供する予定のないもの（集合住宅の専有部分及び居住専用部分を有する併用住宅を含む。）をいう。
- (5) 電気自動車等 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車をいう。
- (6) 充放電設備等 V2H充放電設備及び電気自動車等から電力を取り出す外部給電器をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 電気自動車等の購入 次のいずれかに掲げる者

ア 自家用として道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録（新車の新規登録に限る。以下「新規登録」という。）を受けた電気自動車等を購入した個人（申請時点において納期の到来した市税その他市に対する債務を滞納していない者に限る。次号において同じ。）

イ 営業用として新規登録を受けた電気自動車等を購入した事業者等（申請時点にお

いて納期の到来した市税その他市に対する債務を滞納していない者に限る。次号において同じ。)

ウ 個人又は事業者等に対するリース取引用として新規登録を受けた電気自動車等を購入した事業を営む個人（市外に住所を有する個人を含む。）、団体又は法人（以下「リース業者」という。）であって、この告示による電気自動車等の購入に係る補助金相当分を当該リース取引に係る料金から控除するもの

(2) 充放電設備等の導入 市内に使用の本拠を置き、自らの用に供するために充放電設備等を導入した個人又は事業者等
(補助金の対象となる電気自動車等)

第4条 補助金の対象となる電気自動車等は、次に掲げる要件を全て満たす電気自動車等とする。

- (1) 道路運送車両法に基づく自動車検査証に、当該自動車検査証に係る自動車の燃料が電気又はガソリン・電気若しくはその他と記載されていること。
- (2) 保管場所が市内であること。
- (3) 自らの使用を目的とし、第三者への売買、貸借及び譲渡等を目的としたものでないこと。ただし、個人又は事業者等に対するリース取引については、この限りでない。
(補助金の対象となる充放電設備等)

第5条 補助金の対象となる充放電設備等は、次の各号に定める要件を全て満たす充放電設備等とする。

- (1) 国が行う充放電設備等を対象とした補助金の対象機種であること。
- (2) 未使用のものであること。
- (3) 市内に本店、支店、営業所等を有する販売店又は施工業者（以下「市内業者」という。）により導入されたものであること。ただし、やむを得ない事情により市内業者が元請業者とならない場合は、市内業者が下請業者となり導入されたものであること。
(補助金の交付対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、個人、事業者等又はリース業者の電気自動車等の購入に係る経費及び専用住宅又は事務所等における充放電設備等の導入に係る経費とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 電気自動車等（次号及び第3号の電気自動車等を除く。）の購入 1台につき10万円
- (2) 電気自動車等（一般旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の国土交通大臣の許可を受けた一般旅客自動車運送事業を営む者をいう。次号において同じ。）が一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する電気自動車等

(市内事業所に登録を有する車両であって、車長が6.99メートル以上の車両に限る。)に限る。)の購入 1台につき100万円(当該電気自動車等の購入に要した額から、当該電気自動車等に係るこの告示による補助金以外の補助金の額を控除した額が100万円に満たない場合は、当該控除した額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))

(3) 電気自動車等(一般旅客自動車運送事業者が一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する電気自動車等(市内事業所に登録を有する車両に限る。)に限る。)の購入 1台につき岩手県が定める地域公共交通EV等導入支援事業費補助金交付要綱の規定による補助金の交付決定額(当該電気自動車等に係るものに限る。)に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(4) 充放電設備等の導入 1基につき10万円(当該充放電設備等の導入に要した額から、当該充放電設備等に係るこの告示による補助金以外の補助金の額を控除した額が10万円に満たない場合は、当該控除した額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))

2 充放電設備等の補助金の対象となる基数の上限は、1基とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電気自動車等にあつては新規登録の日から起算して3月以内、充放電設備等にあつては充放電設備等の設置完了日から起算して3月以内に、宮古市電気自動車等導入促進補助金交付要綱交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請額内訳書(電気自動車等の購入)(様式第2号)又は補助金交付申請額内訳書(充放電設備等の導入)(様式第3号)

(2) 電気自動車等の購入又は充放電設備等の導入に要した費用及びその内訳が確認できる書類の写し

(3) 電気自動車等の購入又は充放電設備等の導入に要した費用に係る領収証(支払が分割払いである場合は、その分割払いが確認できる書類)の写し

(4) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類

ア 電気自動車等 自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し

イ 充放電設備等 機種が確認できる書類の写し、専用住宅の所有を確認できる書類の写し(個人に限る。)及び事務所等の所有又は貸借を確認できる書類の写し(事業者等に限る。)

(5) リース取引にあつては、賃貸借契約書及びこの告示による電気自動車等の購入に係る補助金相当分を当該リース取引に係る料金から控除されていることが分かる書類の写し

(6) 前条第1項第3号に掲げる電気自動車等の購入にあつては、岩手県が定める地域公共交通E V等導入支援事業費補助金交付要綱に規定する補助金の交付決定通知書又は額確定通知書の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは宮古市電気自動車等導入促進補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により、不交付の決定をしたときは宮古市電気自動車等導入促進補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定をする場合において、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は処分しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）で定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

(2) 補助事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について省令で定める耐用年数を経過しない場合においては、関係書類を保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、前条第1項の規定による交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助事業に関し、この告示に基づく市長の指示又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、宮古市電気自動車等導入促進補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により前条第1項の規定による交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 第9条第1項の規定による交付の決定を受けた者は、宮古市電気自動車等導入促進補助金交付請求書（様式第7号。）を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第12条 第10条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された者は、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長の命ずるところにより補

助金を返還しなければならない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月13日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年7月20日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年6月11日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

宮古市長 あて

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

〔法人その他の団体にあつては、その名称
及び代表者の職並びに氏名〕

宮古市電気自動車等導入促進補助金交付申請書

宮古市電気自動車等導入促進補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、関係書類を添えて、
下記のとおり交付申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 交付申請額内訳

事業の内容		交付申請額
①	電気自動車等の購入	円
②	充放電設備等の導入	円
合 計		円

納期の到来した市税及びその他市に対する債務の滞納の有無

（ ☐ あり ☐ なし ）

この補助金の交付の決定にあたり、納税担当課で保有する市税等の納付状況に係
る情報について、当該補助金の担当課の職員が確認することに同意します。

申請者氏名又は名称 _____

様式第2号（第8条関係）

補助金交付申請額内訳書（電気自動車等の購入）

1 購入した車両の用途

- ☐ 自家用
☐ 営業用
☐ リース取引用

2 購入した車両の内容

- (1) 車種・型式 _____
(2) 燃料の種類 _____
(3) 自動車の保管場所 宮古市 _____
(4) 自動車検査証の交付年月日 _____年____月____日
(5) 購入した車両の納車年月日 _____年____月____日
(6) 購入に要した経費 _____円（税抜）

3 他の補助金等の受領の有無

- ☐ 無 ☐ 有

(_____)

4 交付申請額

交付申請額 _____ 円

5 添付書類

- ☐ 購入に要した費用及びその内訳が確認できる書類の写し
☐ 購入に要した費用に係る領収書等（分割払いの場合はその内容が確認できる書類）の写し
☐ 自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し
☐ リース取引の場合は、賃貸借契約書及び本補助金相当分を当該リース取引に係る料金から控除されていることが分かる書類の写し
☐ 第7条第1項第3号に掲げる電気自動車等の購入の場合は、岩手県が定める地域公共交通EV等導入支援事業費補助金交付要綱に規定する補助金の交付決定通知書又は額確定通知書の写し
☐ その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第8条関係）

補助金交付申請額内訳書（充放電設備等の導入）

1 設置した設備の用途

- ☐ 自家用
☐ 営業用

2 設置した設備の種別

- ☐ 外部給電器

（機器の型式： _____ ）

- ☐ V2H充放電設備

（機器の型式： _____ ）

3 機器設置工事

（1）設置工事の場所 宮古市 _____

（2）設置工事の期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日

（3）工事の施工業者 住 所 _____
名 称 _____

（4）設置に要した経費 _____ 円（税抜）

4 他の補助金等の受領の有無

- ☐ 無 ☐ 有

（ _____ ）

5 交付申請額

交付申請額 _____ 円 ※上限10万円

6 添付書類

- ☐ 導入に要した費用及びその内訳が確認できる書類及び契約書等の写し
☐ 導入に要した費用に係る領収書（分割払いの場合はその内容が確認できる書類）の写し
☐ 機種が確認できる書類の写し
☐ 専用住宅の所有を確認できる書類の写し（個人に限る。）及び事務所等の所有又は貸借を確認できる書類の写し（事業者等に限る。）
☐ その他市長が必要と認める書類

住 所
氏名又は名称

宮古市電気自動車等導入促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった標記の補助金について、宮古市電気自動車等導入促進補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することを決定したので通知します。

年 月 日

宮古市長 印

交付決定額 金 円

様式第 5 号（第 9 条関係）

宮古市指令 第 号

住 所
氏名又は名称

宮古市電気自動車等導入促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった標記の補助金について、審査の結果、次の理由により不交付と決定したので、宮古市電気自動車等導入促進補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により通知します。

年 月 日

宮古市長

印

不交付の理由

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

宮古市指令 第 号

住 所
氏名又は名称

宮古市電気自動車等導入促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け宮古市指令 第 号で交付決定の通知をした標記の補助金について、宮古市電気自動車等導入促進補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

年 月 日

宮古市長 印

取消金額 金 円

年 月 日

宮古市長 あて

住 所
氏名又は名称

宮古市電気自動車等導入促進補助金交付請求書

年 月 日付け宮古市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった
宮古市電気自動車等導入促進補助金について、宮古市電気自動車等導入促進補助金交付
要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

請求金額	金	円
	補助金交付決定額	金 円

【振込先の口座情報】

- 金融機関名 _____
- 支 店 名 _____
- 預金種別 _____
- 口座番号 _____
- 口座名義 _____
- (フリガナ _____)